会発１２２４第１２号
平成２７年１２月２４日

各都道府県知事
各政令指定都市市長　殿
各中核市市長

厚生労働省大臣官房会計課長

「内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領」の一部改正及び「厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査について」の一部改正について

標記について、財務省主計局長から別添１（写）のとおり通知があったので、昭和５９年９月７日付会発第７３７号厚生省大臣官房会計課長通知を別紙のとおり改正し、併せて、財務省主計局主計監査官より別添２（写）のとおり通知があったので、遺漏なきようお取り計らい願いたい。

なお、当該取扱いは平成２７年４月１日以降に発生した災害から適用する。

別紙

内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領

昭和５９年９月７日
会発第７３７号
（一部改正
平成７年３月３日
平成１１年１月２０日
平成１３年１月５日
平成１７年２月３日
平成１９年８月３日
平成２３年６月２１日
平成２４年１１月１６日
平成２７年１２月２４日）

第１　調査の目的

この調査は、内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設（水道施設を除く。）災害復旧事業について、適正な事業費を算出し、予備費使用額等の算定の資料とすることを目的とする。

第２　調査の方法

（１）主務省の調査に対して財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）が立会するものとする。

（２）調査は、原則として実地にて行うものとするが、申請額（社会福祉施設等（調査要領別表１に掲げる施設をいう。以下同じ。）は建物及び建物以外の工作物を合計した額）が二百万円未満の箇所又は止むを得ない理由により実地調査が困難である箇所については、現地福祉事務所等において机上にて調査を行うことができる。この場合には、写真、設計書等により被災の事実、被災の程度等を十分に検討のうえ慎重に採否を決定するものとする。

第３　調査の対象

（１）調査の対象は暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な天然現象により被害を受けた別表１の施設等であって、その内容は、建物、建物以外の工作物、土地、設備に係る復旧及び災害等廃棄物処理事業とする。

（２）土地が施設整備の補助金の対象とならない施設にあっては、土地は調査対象外とする。

（３）工作物が施設整備の補助金の対象とならない施設にあっては、工作物は調査対象外とする。

（４）設備については、次に掲げる施設に係るものを対象とする。

ア　医療機関施設

（ア）建物と一体として復旧を行う必要のある医療用設備

建物と同時に設備が被災した場合において、当該建物と一体として復旧を行う必要のある医療用設備で、次のいずれかに該当するものに限る。

Ａ　設置に当たり、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の適用を受ける放射線発生装置であって、建物と機能的に一体であるもので、リニアック、ベータトロン、コバルト６０照射装置及びこれらと同等の機能を有するもの

Ｂ　設置に当たり、専用の施設を必要とするエックス線装置であって、コンピューターにより画像処理するもので、ＣＴスキャン（全身用、頭部用）及びこれらと同等の機能を有するもの

Ｃ　設置に当たり、専用の施設を必要とするＭＲ（核磁気共鳴）を利用する画像診断装置

Ｄ　その他当該建物と一体として復旧を行う必要のある医療用設備

（イ）（ア）以外の医療用設備で、激甚法第２条第１項の規定により指定された激甚災害により被災した医療機器

イ　廃棄物処理施設

廃棄物処理施設の設備にあっては、別表１に定める施設の設備（当該施設の所有に係るもので、当該施設の業務の遂行上必要なものをいう。）とする。

（５）第１項の「異常な天然現象」についての調査及び災害復旧事業採択の範囲については、公共土木施設災害復旧事業査定方針（昭和４０年８月５日付蔵計第１９６７号）第２（災害原因の調査）及び第３（採択の範囲等）の第１項に準じて取り扱う。

第４　一箇所の定義

（１）各施設ごとに同一敷地内及び機能的に同一敷地内とみなされる位置に所在するものを一箇所として取扱うものとする。

（２）国立公園等施設の道路にあっては、百五十メートルをこえる位置に所在する箇所は別箇所とする。なお標識については道路の被害延長外のものは別箇所とする。

第５　適用除外

次の各号に掲げるものは適用除外とする。

（１）１箇所の調査額が別表１の限度額未満のもの。
（２）明らかに設計の不備又は工事施工の粗漏に基因して生じたと認められる災害に係るもの。
（３）著しく維持管理の義務を怠ったことに基因して生じたものと認められる災害に係るもの。
（４）緊急に復旧しなければ執務上著しく支障があると認め難いもの。
イ　被災した建物、建物以外の工作物又は設備と同種のものに余裕のあるもの。
ロ　当該年度に整備計画のあるもの。
ハ　建物の補修の必要性はあるが緊急性に乏しいもの。
（５）工作物及び土地で、当該施設を復旧しなくても、他の施設等に被害を及ぼすおそれのないもの又は業務上、治安上放置しても支障がないと認められるもの。
（６）調査前着工を行ったもののうち写真等の資料により被災の事実の確認できないもの。
（７）一品目の復旧額が「医療施設等災害復旧費補助金交付要綱」の別表の施設区分ごとに定める対象経費未満の医療機関施設の医療機器。

第６　諸経費率

本調査の対象となる復旧事業にかかる諸経費率は別表２のとおりとする。

第７　復旧費の算出等

医療機関施設のうち政策医療実施機関施設（公的医療機関施設を除く）、研修施設、看護師宿舎及び救急医療情報センターの復旧に要する経費は、復旧調査額又は基準額（「医療施設等災害復旧費の国庫補助について」（平成７年厚生省発健政第２２号）の別表の基準額をいう。）のいずれか低い額とする。

第８　その他

調査に当たり、本要領に規定のない事項は、官庁建物等災害復旧実地調査要領の取扱いに準じて処理する。

第９　報告

調査終了後１週間以内に本省あて別紙様式１により報告書を提出すること。ただし、次の各号に該当する場合は別紙様式２により報告書を提出すること。
（１）主務省と財務局との意見が一致しない場合。
（２）調査額が、１億円以上の場合。

別表１

施設名等及び限度額

所管名	施設名等	限度額
内閣府所管（警察庁）	都道府県警察施設	別に定めるそれぞれの施設ごとに600千円
厚生労働省	保健衛生施設等	
	保健衛生施設	別に定めるそれぞれの施設ごとに800千円ただし、感染症指定医療機関にあっては400千円
	原爆医療等施設	
	精神保健等施設	
	食肉衛生検査施設	
	エイズ・結核治療施設	
	医薬分業推進支援施設	
	血漿採漿センター等施設	
	抗毒素製造施設	
	環境衛生施設	
	火葬場	指定市 800千円
	と畜場	市町村 400千円
	医療機関施設等	
	医療機関施設	
	公的医療機関施設	800千円
	へき地診療所施設（医師及び看護師住宅を含む）	800千円
	政策医療実施機関施設（公的医療機関施設を除く）	別に定めるそれぞれの施設ごとに800千円
	医療関係者養成所施設	
	研修施設	
	病院内保育所	800千円
	看護師宿舎	800千円
	救急医療情報センター	800千円
	社会福祉施設等	
	保護施設	別に定めるそれぞれの施設ごとに800千円ただし、保育所及び訪問看護ステーションにあっては400千円
	老人福祉施設	
	老人保健等施設	
	身体障害者社会参加支援施設	
	婦人保護施設	
	障害者支援施設等	
	児童福祉施設	
	母子福祉施設	
	母子保健施設	
	その他の社会福祉施設等	
	国民健康保険診療施設（へき地性の	800千円

	ある国民健康保険診療施設の医師住宅及び看護師宿舎を含む。）	
	国民健康保険健康管理センター	800千円
	国民健康保険総合保健施設	800千円
環境省	国立公園等施設	別に定めるそれぞれの施設ごとに1,200千円ただし、道路にあっては400千円
	廃棄物処理施設	
	一般廃棄物処理施設	別に定めるそれぞれの施設ごとに、市・廃棄物処理センター・PFI選定事業者1,500千円、町村800千円
	浄化槽（市町村整備推進事業）	市町村400千円
	産業廃棄物処理施設	都道府県・市・廃棄物処理センター・PFI選定事業者1,500千円、町村800千円
	広域廃棄物埋立処分場	市町村・広域臨海環境整備センター1,500千円
	PCB廃棄物処理施設	日本環境安全事業株式会社1,500千円
	災害等廃棄物処理事業	指定市 800千円 市町村 400千円

別表２

諸　経　費　率

区　分	率
建物新（改）築復旧	０％
建物補修復旧	１５％
土地復旧	１５％
工作物復旧	１５％
設備復旧	０％
災害等廃棄物処理事業	０％

（注）　各事業共工事雑費は計上しないものとする。

様式１

省　　庁所管補助施設災害復旧費実地調査報告書

平成　　年　　月　　日

（　　調査官　　省 財務省）

（　　県）

（単位：千円）

No.

項目 ＼ 施設名	申請 建物 全壊 A 面積	申請 建物 全壊 A 工事費	申請 建物 半壊 B 面積	申請 建物 半壊 B 工事費	申請 建物 小計 (A＋B) C 面積	申請 建物 小計 (A＋B) C 工事費	申請 建物補修 D 工事費	申請 工作物 E 工事費	申請 土地 F 工事費	申請 小計 (C＋D＋E＋F) G 工事費	申請 設備 H 工事費	申請 災害等廃棄物処理事業 I 工事費	申請 合計 (G＋H＋I) 工事費	調査結果 建物 全壊 J 面積	調査結果 建物 全壊 J 工事費	調査結果 建物 半壊 K 面積	調査結果 建物 半壊 K 工事費	調査結果 建物 小計 (J＋K) L 面積	調査結果 建物 小計 (J＋K) L 工事費	調査結果 建物補修 M 工事費	調査結果 工作物 N 工事費	調査結果 土地 O 工事費	調査結果 小計 (L＋M＋N＋O) P 工事費	調査結果 設備 Q 工事費	調査結果 災害等廃棄物処理事業 R 工事費	調査結果 合計 (P＋Q＋R) 工事費
計																											

（注）１．　調査要領別表１の施設名等に掲げる施設ごとに記入する。なお、限度額欄において、「別に定めるそれぞれの施設ごと」となっているものは、別に定めるそれぞれの施設ごとに記入するものとする。

２．　別紙様式２について作成を要しないものは本書とし、また、別紙様式２の作成を要するもの（要領第９ただし書に該当するもの）は上段（　）書とし、外数で記入する。計欄についても同様の取り扱いとする。

様式２

省　　庁所管補助施設災害復旧費実地調査報告書

平成　　年　　月　　日

都道府県名　　局

<table>
<tr><td colspan="2">設置者名</td><td>施　設　名</td><td>施　設　の　所　在　地</td><td rowspan="4">問題点</td><td rowspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">施設区分</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">工　事　概　要</td><td>金額（千円）</td></tr>
<tr><td>申請</td><td colspan="2"></td><td></td><td>主務省意見</td><td></td></tr>
<tr><td>調査結果</td><td colspan="2"></td><td></td><td>財務局意見</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">※</td><td></td><td colspan="2">※</td></tr>
</table>

（注）１．　施設区分欄は、建物、工作物、土地、設備の別を記載すること。

２．　調査結果欄には、資料又は調査不十分のため積算不能の場合は記載する必要はない。

３．　問題点に対して主務省及び財務局の意見をそれぞれ順序を配列して対比記載すること。

４．　※欄は空欄にすること。

写

別添1

財計第３４５５号
平成２７年１２月４日

厚生労働省大臣官房長　殿

財務省主計局長　福田淳

「内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領」の一部改正について

標記のことについて、別紙のとおり改正し、平成２７年４月１日以降に発生した災害から適用することとしたので通知する。

○内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領

昭五九・九・七
蔵計二一一五〇
最終改正　平二七財計第三四五五号

第一　調査の目的

この調査は、内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設（水道施設を除く。）災害復旧事業について、適正な事業費を算出し、予備費使用額等の算定の資料とすることを目的とする。

第二　調査の方法

（1）主務省の調査に対して財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）が立会するものとする。

（2）調査は、原則として実地にて行うものとするが、申請額（社会福祉施設等（調査要領別表1に掲げる施設をいう。以下同じ。）は建物及び建物以外の工作物を合計した額）が二〇〇万円未満の箇所又は止むを得ない理由により実地調査が困難である箇所については、現地福祉事務所等において机上にて調査を行うことができる。この場合には、写真、設計書等により被災の事実、被災の程度等を十分に検討のうえ慎重に採否を決定するものとする。

第三　調査の対象

（1）調査の対象は暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な天然現象により被害を受けた別表1の施設等であって、その内容は、建物、建物以外の工作物、土地、設備に係る復旧及び災害等廃棄物処理事業とする。

（2）土地が施設整備の補助金の対象とならない施設にあっては、土地は調査対象外とする。

（3）工作物が施設整備の補助金の対象とならない施設にあっては、工作物は調査対象外とする。

（4）設備については、次に掲げる施設に係るものを対象とする。

ア　医療機関施設

（ア）建物と一体として復旧を行う必要のある医療用設備

建物と同時に設備が被災した場合において、当該建物と一体として復旧を行う必要のある医療用設備で、次のいずれかに該当するものに限る。

A　設置に当たり、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の適用を受ける放射線発生装置であって、建物と機能的に一体であるもので、リニアック、ベータトロン、コバルト60照射装置及びこれらと同等の機能を有するもの

B　設置に当たり、専用の施設を必要とするエックス線装置であって、コンピューターにより画像処理するもので、CTスキャン（全身用、頭部用）及びこれらと同等の機能を有するもの

C　設置に当たり、専用の施設を必要とするＭＲ（核磁気共鳴）を利用する画像診断装置

D　その他当該建物と一体として復旧を行う必要のある医療用設備

（イ）（ア）以外の医療用設備で、激甚法第2条第1項の規定により指定された激甚災害により被災した医療機器

イ　廃棄物処理施設

廃棄物処理施設の設備にあっては、別表1に定める施設の設備（当該施設の所有に係るもので、当該施設の業務の遂行上必要なものをいう。）とする。

（5）第一項の「異常な天然現象」についての調査及び災害復旧事業採択の範囲については、公共土木施設災害復旧事業査定方針（昭和四〇年八月五日付蔵計第一九六七号）第二（災害原因の調査）及び第三（採択の範囲等）の第一項に準じて取り扱う。

第四　一箇所の定義

（1）各施設ごとに同一敷地内及び機能的に同一敷地内とみなされる位置に所在するものを一箇所として取扱うものとする。

（2）国立公園等施設の道路にあっては、一五〇メートルをこえる位置に所在する箇所は別箇所とする。なお標識については道路の被害延長外のものは別箇所とする。

第五　適用除外

次の各号に掲げるものは適用除外とする。

（1）一箇所の調査額が別表1の限度額未満のもの。

（2）明らかに設計の不備又は工事施行の粗漏に基因して生じたと認められる災害に係るもの。

（3）著しく維持管理の義務を怠ったことに基因して生じたものと認められる災害に係るもの。

（4）緊急に復旧しなければ執務上著しく支障があると認め難いもの。

イ　被災した建物、建物以外の工作物又は設備と同種のものに余裕のあるもの。

ロ　当該年度に整備計画のあるもの。

ハ　建物の補修の必要性はあるが緊急性に乏しいもの。

（5）工作物及び土地で、当該施設を復旧しなくても、他の施設等に被害を及ぼすおそれのないもの又は業務上、治安上放置しても支障がないと認められるもの。

（6）調査前着工を行ったもののうち写真等の資料により被災の事実の確認できないもの。

（7）一品目の復旧額が「医療施設等災害復旧費補助金交付要綱」の別表の施設区分ごとに定める対象経費未満の医療機関施設の医療機器。

第六　諸経費率

本調査の対象となる復旧事業にかかる諸経費率は別表2のとおりとする。

第七　復旧費の算出等

医療機関施設のうち政策医療実施機関施設（公的医療機関施設を除く）、研修施設、看護師宿舎及び救急医療情報センターの復旧に要する経費は、復旧調査額又は基準額（「医療施設等災害復旧費の国庫補助について」（平成七年厚生省発健政第二二号）の別表の基準額をいう。）のいずれか低い額とする。

第八　その他

調査に当たり、本要領に規定のない事項は、官庁建物等災害復旧実地調査要領の取扱いに準じて処理する。

第九　報告

調査終了後一週間以内に本省あて別紙様式1により報告書を提出すること。ただし、次の各号に該当する場合は別紙様式2により報告書を提出すること。

（1）主務省と財務局との意見が一致しない場合。

（2）調査額が、一億円以上の場合。

「内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領（昭和 59.9.7 蔵計 2150)」の改正について

（新）	（旧）
第三　調査の対象 （1）～（3）　（略） （4）設備については、次に掲げる施設に係るものを対象とする。 ア　医療機関施設 （ア）　建物と一体として復旧を行う必要のある医療用設備 建物と同時に設備が被災した場合において、当該建物と一体として復旧を行う必要のある医療用設備で、次のいずれかに該当するものに限る。 A　設置に当たり、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の適用を受ける放射線発生装置であって、建物と機能的に一体であるもので、リニアック、ベータトロン、コバルト６０照射装置及びこれらと同等の機能を有するもの B　設置に当たり、専用の施設を必要とするエックス線装置であって、コンピューターにより画像処理するもので、ＣＴスキャン（全身用、頭部用）及びこれらと同等の機能を有するもの C　設置に当たり、専用の施設を必要とするＭＲ（核磁気共鳴）を利用する画像診断装置 D　その他当該建物と一体として復旧を行う必要のある医療用設備 （イ）　（ア）以外の医療用設備で、激甚法第２条第１項の規定により指定された激甚災害により被災した医療機器 イ　（略）	第三　調査の対象 （1）～（3）　（略） （4）設備については、次に掲げる施設に係るものを対象とす　る。 ア　医療機関施設 （新設） 建物と同時に設備が被災した場合において、当該建物と一体として復旧を行う必要のある医療用設備で、次のいずれかに該当するものに限る。 （ア）設置に当たり、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の適用を受ける放射線発生装置であって、建物と機能的に一体であるもので、リニアック、ベータトロン、コバルト６０照射装置及びこれらと同等の機能を有するもの （イ）設置に当たり、専用の施設を必要とするエックス線装置であって、コンピューターにより画像処理するもので、ＣＴスキャン（全身用、頭部用）及びこれらと同等の機能を有するもの （ウ）設置に当たり、専用の施設を必要とするＭＲ（核磁気共鳴）を利用する画像診断装置 （エ）その他当該建物と一体として復旧を行う必要のある医療用設備 （新設） イ　（略）

（新）	（旧）
第五　適用除外 （1）～（6）　（略） （7）一品目の復旧額が「医療施設等災害復旧費補助金交付要綱」の別表の施設区分ごとに定める対象経費未満の医療機関施設の医療機器。	第五　適用除外 （1）～（6）　（略） （新設）

写

別添2

事務連絡監査２４１号
平成２７年１２月４日

厚生労働省大臣官房会計課長　殿

財務省主計局主計監査官　　安　出　克　仁
（押印省略）

「厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査について」
の一部改正について

標記のことについて、別紙のとおり改正し、平成２７年４月１日以降に発生した災害から適用することとしたので通知する。

○厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査について

昭五九・九・七
事務連絡二二七
最終改正　平二七事務連絡監査第二四一号

一　建物について

内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領（昭和五九年九月七日蔵計二一五〇号。以下「調査要領」という。）第三調査の対象（1）の建物については、次により取り扱う。

ア　直接当該事業の実施に必要な建物についてのみ対象とする。従って、直接事業の実施に関係のない倉庫、公舎等は調査の対象外となる。（ただし、社会福祉施設等において復旧工事完了までに長期間を要する見込の場合で入所者の処遇確保等の理由により緊急に施行しなければならない応急仮設工事調査の対象とする。）

イ　暖房等のボイラー、エレベーターは、建物附属設備として調査の対象とする。

ウ　調査要領別表1に定めると畜場にあっては、解体施設及び汚水処理施設のみを調査の対象とする。

エ　医療機関施設については、被災によるライフラインの途絶後も一定期間自立的に診療機能を保持するためのヘリポート、通信装置、自家発電装置、貯水槽等は調査の対象とする。

二　設備について

医療機関施設の設備は、調査要領第三（4）アに規定するもの、かつ、当該施設の備品台帳に登載されているもののみを調査の対象とする。但し、備品台帳に登載されていないものであっても購入伝票、領収書等の証拠書類により当該施設の所有であることが明らかな場合に限り、調査の対象として差し支えない。なお、消耗品、ベッド、椅子、机及びその他事務機器等は含まない。

三　その他

ア　調査要領別表1に定める広域廃棄物埋立処分場については、広域臨海環境整備センターが市町村の委託を受けて建設した施設を調査の対象とする。

イ　調査要領別表1に定める災害等廃棄物処理事業のうち、し尿くみ取りについては、維持分として便槽容量の2分の1を調査の対象から除外する。

「厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査について（昭和 59・9・7　事務連絡 227)」の改正について

（新）	（旧）
一（略） 二　設備について 医療機関施設の設備は、調査要領第三（4）アに規定するもの、かつ、当該施設の備品台帳に登載されているもののみを調査の対象とする。但し、備品台帳に登載されていないものであっても購入伝票、領収書等の証拠書類により当該施設の所有であることが明らかな場合に限り、調査の対象として差し支えない。なお、消耗品、ベッド、椅子、机及びその他事務機器等は含まない。 三（略）	一（略） 二　設備について 医療機関施設の設備は、調査要領第三（4）アに規定するもののみを対象とし、レントゲン装置、医療機器、ベッド等は調査対象外とする。 三（略）